

第2編 設備別編

第8章 電氣設備

第1節 直接測定による出来形管理

工種	分類	項目	管理基準 (mm)	測定及び判定方法	摘要
電気設備(製作)	1. 配電盤類 (1) 高圧開鎖 配電盤 (2) 低圧開鎖 配電盤 (3) 高圧電動機盤 (4) コントローラセンタ (5) 監視制御盤 (6) 総電器盤 (7) 操作盤	1. 外観構造 B (1) 外観 B (2) 保護構造 B (3) 外形寸法 B (4) 材質・板厚 B (5) 取付器具 B (6) 配線 B (7) 銘板記入事項	汚れ、変形、損傷等がなく良好な仕上がりであること。 保護構造、形式に対する条件を満足していること。 外形寸法がJEM459の許容差以内であること。 金属製であるとともに提出図書に示された板厚であること。 提出図書に示された規格の器具が所定の位置に適切な方法により固定されていること。 提出図書のとおり配線されていると共に接続部において断線、接触不良、接続の外れ等が生じていないこと。 提出図書と一致していること。	外観を目視により確認する。 構造を目視により確認する。 外形寸法をスケールにより測定する。 材質・板厚が所定のものであることを確認する。 取付器具の規格及び取付け態を目視、場合によりスケール等で確認する。 配線状態を目視により確認する。 銘版の用語及び文字記入内容を目視により確認する。	
2. 變圧器 (単体設置)		B (1) 外観 B (2) 外形寸法 B (3) 取付部品	汚れ、変形、損傷等がなく良好な仕上がりであること。 製造者の基準による。	外観を目視により確認する。 主要外形寸法をスケールにより測定する。 取付部品の規格及び取付け態を目視により確認する。	
3. 直流電源装置	(1) 整流器	1. 外観構造 B (1) 外観 B (2) 保護構造 B (3) 外形寸法 B (4) 材質・板厚 B (5) 取付器具 B (6) 配線	汚れ、変形、損傷等がなく良好な仕上がりであること。 保護構造に対する条件を満足していること。 外形寸法がJEM459の許容差以内であること。 金属製であるとともに提出図書に示された板厚であること。 提出図書に示された規格の器具が所定の位置に適切な方法により固定されていること。 提出図書のとおり配線され、同時に接続部において断線、接触不良、接続の外れ等が生じていないこと。	外観を目視により確認する。 構造を目視により確認する。 外形寸法をスケールにより測定する。 材質・板厚が所定のものであることを確認する。 取付器具の規格及び取付け態を目視、場合によりスケール等で確認する。 配線状態を目視により確認する。	

工種	分類	項目	管理基準 (mm)	測定及び判定方法	摘要
電気設備 (製作)	B	(7) 銘板記入 事項		提出図書と一致していること。 銘板の用語及び文字記入内容を目視により確認する。	
	(2) 蓄電池	1. 外観構造			
	B	(1) 外観		提出図書に示す電池の種類であると共に汚れ、損傷がないこと。	外観を目視により確認する。
	B	(2) 外形寸法		提出図書に示す電池の種類であると共に汚れ、損傷がないこと。 製造者の基準による。	外形寸法をスケールにより確認する。
	B	(3) 電解液面		電解液面の位置が最高から最低の範囲内にあること。	液面を目視により確認する。
	4. UPS電源装置 (バッテリ 切替装置)	1. 外観構造			
	B	(1) 外観		汚れ、変形、損傷等がなく良好が仕上がりであること。	外観を目視により確認する。
	B	(2) 保護構造		保護構造に対する条件を満足していること。 保護構造	構造を目視により確認する。
	B	(3) 外形寸法		外形寸法がJEM459の許容差以内であること。 JEM459の許容差	外形寸法をスケールにより測定する。
	B	(4) 材質・板厚		金属製であると共に提出図書に示された板厚であること。	材質・板厚が所定のものであることを確認する。
子備装置 装置	B	(5) 取付器具		提出図書に示された規格の器具が所定の位置に適切な方法により固定されていること。	取付器具の規格及び取付状態を目視、場合によりスケール等で確認する。
	B	(6) 配線		提出図書のとおり配線されると共に接続部において断線、接触不良、接続の外れ等が生じていないこと。	配線状態を目視により確認する。
	B	(7) 銘板記入 事項		提出図書と一致していること。 銘板の用語及び文字記入内容を目視により確認する。	
	1. 外観構造				
	B	(1) 外観		汚れ、変形、損傷等がなく良好が仕上がりであること。 製造者の基準による。	外観を目視により確認する。
	B	(2) 外形寸法		提出図書に示された規格の部品が所定の位置に適切な方法により固定されていること。	主要外形寸法をスケールにより測定する。
	B	(3) 取付部品		提出図書に示された規格及び取付状態を目視により確認する。	取付部品の規格及び取付状態を目視により確認する。
	(1) 発電機 単体	1. 外観構造			
	B	(1) 外観		汚れ、変形、損傷等がなく良好が仕上がりであること。 製造者の基準による。	外観を目視により確認する。
	B	(2) 外形寸法		提出図書に示された規格の部品が所定の位置に適切な方法により固定されていること。	主要外形寸法をスケールにより測定する。
	B	(3) 取付部品		提出図書に示された規格の部品が所定の位置に適切な方法により固定されていること。	取付部品の規格及び取付状態を目視により確認する。

工種	分類	項目	管理基準 (mm)	測定及び判定方法	摘要
電気設備 (据付)	1. 配電盤類 (1) 高圧開鎖 配電盤 (2) 低圧開鎖 配電盤 (3) 高圧電動 機器 (4) コントロ ーラーセン タ (5) 監視制御 盤 (6) 総電器盤 (7) 操作盤	1. 据付外観 B (1) 据付状態 (2) 外観状態		1. 提出図書に示す所定の位置に据付けられていること。 2. 据付水平度等が許容値以内であること。 (製造者の基準による。) 3. アンカーボルト等で堅固に固定されていること。	据付状態を目標、スケール等により確認する。
	2. 変圧器 (単体設置)	1. 据付外観 B (1) 据付状態		1. 変形、損傷していないこと。 2. 取付器具及び取締器が被剥離又は外れていないこと。 3. 配線接続部に断線、接触不良、接続外れ、混触が生じていないこと。 4. 異物が混入していないこと。 5. 塗装の剥れ、汚れ、変色等がないこと。	外観状態を目視により確認する。
	3. 直流電源 装置 (キュ ーピカル 形) 及びU PS電源 装置	1. 据付外観 B (1) 据付状態 (2) 外観状態		1. 提出図書に示す所定の位置に据付けられていること。 2. 据付水平度等が許容値以内であること。 (製造者の基準による。) 3. アンカーボルト等で堅固に固定されていること。	据付状態を目標、スケール等により確認する。
	4. 予備発電 装置 (発電 機、ディー ゼル機関)	1. 据付外観 B (1) 据付状態		1. 提出図書に示す所定の位置に据付けられていること。 2. 据付水平度等が許容値以内であること。 (製造者の基準による。) 3. アンカーボルト等で堅固に固定されていること。	据付状態を目標、スケール等により確認する。
				4. 防震装置が設けられていること。	据付状態を目標、スケール等により確認する。

工種	分類	項目	管理基準 (mm)	測定及び判定方法	摘要
電気設備 (据付)	1. 配電盤類 (1) 高圧開鎖 配電盤 (2) 低圧開鎖 配電盤 (3) 高圧電動 機器 (4) コントロ ーラーセン タ (5) 監視制御 盤 (6) 総電器盤 (7) 操作盤	1. 据付外観 B (1) 据付状態 (2) 外観状態		1. 提出図書に示す所定の位置に据付けられていること。 2. 据付水平度等が許容値以内であること。 (製造者の基準による。) 3. アンカーボルト等で堅固に固定されていること。	据付状態を目標、スケール等により確認する。
	2. 変圧器 (単体設置)	1. 据付外観 B (1) 据付状態		1. 提出図書に示す所定の位置に据付けられていること。 2. 据付水平度等が許容値以内であること。 (製造者の基準による。) 3. アンカーボルト等で堅固に固定されていること。	据付状態を目標、スケール等により確認する。
	3. 直流電源 装置 (キュ ーピカル 形) 及びU PS電源 装置	1. 据付外観 B (1) 据付状態 (2) 外観状態		1. 変形、損傷していないこと。 2. 取付器具及び取締器が被剥離、接触不良、接続外れ、混触が生じていないこと。 3. 配線接続部に断線、接触不良、接続外れ、混触の剥れ、汚れ、変色等がないこと。	外観状態を目視により確認する。
	4. 予備発電 装置 (発電 機、ディー ゼル機関)	1. 据付外観 B (1) 据付状態		1. 提出図書に示す所定の位置に据付けられていること。 2. 据付水平度等が許容値以内であること。 (製造者の基準による。) 3. アンカーボルト等で堅固に固定されていること。	据付状態を目標、スケール等により確認する。
				4. 防震装置が設けられていること。	据付状態を目標、スケール等により確認する。

工種	分類	項目	管理基準 (mm)	測定及び判定基準	測定及び判定の方法	摘要
電気設備 (据付)	B	(2) 外観状態		1. 変形、損傷していないこと。 2. 配線端部に断線、接触不良、接続外れが生じていないこと。 3. 配管の布設に異常がないこと。 4. 塗装の汚れ、変色等がないこと。 5. 所構防護の指示事項を満足していること。	外観状態を目視により確認する。	
器具(分電盤、照明器具等)	B	1. 取付け状態		1. 提出図書に示す所定の位置に取付けられる。 2. 壁面に取付けられているとともに必要な接地が施されていること。 3. 変形、損傷していないこと。 4. 配線接続部に断線、接触不良、接続外れ、混触が生じていないこと。 5. 塗装の汚れ、変色等がないこと。	取付状態を目視、スケール等により確認する。	
6. 配線工事 (1) 配線	B	1. 配線状態		1. 上じれ、キック、被覆の損傷がなく、整然と布設されていること。 2. 高圧、低圧、制御、計装ケーブルが混触して配線されていること。 3. ケーブル支持、結束が適切に行われていること。 4. ハンドホール、マンホール内ではケーブルにて余裕があること。 5. 指示された箇所に線名札(ケーブル規格、行先等を表示した札)が適切に取付けられていること。	配線状態を目視により確認する。	
	B	2. 端末処理状態		1. 施工条件に合致した端末処理材料が使用されていること。 2. 端末処理は製造者の基準に基いて行われていること。 3. ケーブルの相色別、マークペンド、名札等が適切に取付けられていること。	端末処理状態を目視により確認する。	
(2) ラック・ダクト	B	1. 取付け状態	水平支持間隔 ラック 鋼 アルミ ダクト	設計値±30 2. ラック・ダクトの変形及び塗装面にキズ等の欠陥がないこと。 3. 電圧遮別等に基づく(高圧、低圧、制御・計装)隔壁(セパレータ)が設けられていること。 4. 壁面に取付けられていると共に必要な箇所にて伸縮継手、接地が施されていること。 5. 支持間隔が適正であること。 支持間隔については施工延長における5 mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。	取付状態を目視、スケール等により確認する。	

工種	分類	項目	管理基準 (mm)	測定及び判定基準	測定及び判定の方法	摘要
	B	2. 端末処理状態	垂直支持間隔 ラック 鋼 アルミ ダクト	設計値±30	1. ケーブルを損傷するような突起物がないこと。 2. ラック・ダクトの変形及び塗装面にキズ等の欠陥がないこと。 3. 電圧遮別等に基づく(高圧、低圧、制御・計装)隔壁(セパレータ)が設けられていること。 4. 壁面に取付けられていると共に必要な箇所にて伸縮継手、接地が施されていること。 5. 支持間隔が適正であること。 支持間隔については施工延長における5 mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。	

工種	分類	項目	管理基準 (mm)	測定及び判定基準	測定及び判定の方法	摘要
(3) 露出配管 (電線管)	B	1. 取付状態 支持拘束器 鋼製電線管 硬質ビニル電 線管	設計値±30	1. 曲げ箇所につぶれがないこと。 2. 管相互及び器具等とは付属品にて堅固に接続され整然と布設されていること。 3. 必要な箇所に伸縮緩手、接地が施されていること。 4. 他の配管（ガス、水、油等）と接近、交差する場合に接触してないこと。 5. 曲げ半径は管全の6倍以上であること。 6. 曲げ角度は1箇所 90°以内で1区間合計が270°以内であること。 7. 1区間の曲がり箇所が4箇所以上又は管長が30mを超える、電線、ケーブルの引入りが困難な箇所にはブルボックス等が設けられていること。 8. 管端には適切な付属品（ブッシング等）を使用して電線、ケーブルに損傷を与えないこと。 9. 支持間隔が適正であることは施工延長における10mにつき1箇所の割合で測定すること。 10. 上記未満は2箇所測定する。 11. 鋼製電線管は管相互及びブルボックスその他の付属品と電気的に完全に接続されていること。	取付状態を目視、スケール等により確認する。	

(4) コンクリート埋設配管 (電線管)	B	1. 取付状態 スラブ厚さと 配管寸法 はつり配管の 被り深さ 管相互間隔	T/4以下 30以上 25以上	T/4以下 30以上 25以上	露出し配管に示す1~9の他に下記の項目とすること。 1. コンクリート埋設の場合の関係寸法が適正であること。 2. 埋設シート、埋設標柱は適正に設けられていいること。	取付状態を目視、スケール等により確認する。
(5) 地中電線路(波付 硬質ポリ エチレン 管等)	B	1. 布設状態 直接埋設式 車両その他の 重量物の圧力を 受ける恐れ がある場合 その他の場所 管路式 車両等の重 量物の圧力に耐 えられる管を用 いる場合	1,200以上 600以上 300以上	1,200以上 600以上 300以上	1. 埋設深さは適正であること。 2. 埋設シート、埋設標柱は適正であると共に整然と布設されていること。 3. 管相互の離隔は適正であると共に整然と布設されていること。 4. 管路につぶれ等が生じないようにに適正な方法で施工されていること。 5. 理設管には必要に応じ防腐処理が施されていること。 6. 管端には適切な付属品（ベルマウス等）を使用して電線、ケーブルに損傷を与えないこと。 〔電気設備の技術基準の解説第134条 JIS C 3653〕	布設状態を目視、スケール等により確認する。

工種	分類	項目	管理基準 (mm)	測定及び判定基準	測定及び判定の方法	摘要
(6) 地中電線路(トラフ)	B	1. 布設状態		波付硬質ポリエチレン管に示す1~4の他ご記述の項目とすること。 1. トラフ内外に沙が洗浄されていること。 2. トラフの蓋は本体と継ぎ目をはずして布設されていること。	布設状態を目視、スケール等により確認する。	
(7) マンホール、ハンドホール	B	1. 構造及び据付状態		1. 施設場所に応じた構造のものを設置していること。 2. 基礎処理が適切であること。 3. 水の進入及び排水を十分考慮したものとなること。 4. 地中電線管との取合い部分の施工が適切に行われていること。 5. ケーブル支持金物、タラップが取付けられていること。(□1200 mm又は、深さ 1200 mm以上について適用)	構造及び据付状態を目視により確認する。	
(8) ピット	B	1. 構造		1. 緑金物の取付けが適切であること。 2. 内面仕上げはケーブルに損傷を与えないものとなるべきこと。 3. 盖は容易にあけられるものとなっていること。	構造を目視により確認する。	
(9) その他(貫通部処理等)	B	1. 処理状態		1. 屋外貫通部封火処理はその壁や床に応じて耐火性能を保持させるべく防火処理が施されていること。 2. 防火区画の貫通部処理はその壁や床に応じて耐火性能を保持させること。	処理状態を目視により確認する。	
7. 接地工事	B	1. 接地極形状		電気設備技術基準に示す施設場所に応じた接地極が施されていること。	各機器等の設置の状態を目視により確認する。	
	B	2. 接地極状態		1. 接地極材料は銅棒又は銅棒を使用していること。 2. 接地極と接地線の接続部は銀ろう付け又は銅アルミット溶接によっていること。	施工状態を目視、スケール等により確認する。	
8. 架空電線路	B	1. 建柱状態	電柱全長 15m以下 全長の 1/6m 以上	1. 根入り深さ、根かせ等の取付けは適正であること。 2. 傾斜が少ないこと。	建柱状態を目視により確認する。	
(1) 建柱・支柱				1. 根入り深さ、根かせ等の取付けは適正であること。		

工種	分類	項目	管理基準 (mm)	測定及び判定基準	測定及び判定の方法	摘要
電気設備 (据付)	B	15m超過	2.5m以上	[電気設備の技術基準の解釈第58条]		
	B	2. 装付状態		1. 取付金具類(腕金、碍子、ハンド等)は堅固に取付けられていること。 2. 足場ボルトが地上1.8m未満に設けられていないこと。	装付状態を目視により確認する。	
(2) 架設	B	1. 架線状態		1. 架線の高さは適切であること。 2. 電線は絶縁電線又はケーブルを使用していること。 3. 高圧・低圧・弱電配線相互及び建造物との離隔距離が適切であること。 4. 電線等は適切な方法で固定されていること。 5. 架線は風圧荷重を考慮した強度を有していること。	架線の地表上の高さ、電線の種類等を目視、スケール等により確認する。	
		道路(農道その他交通のはしきしない道路及び横断歩道橋は除く) の横断鉄道又は軌道の横断橋が道橋の横断上に設置 (高圧) (低圧)	地表上6.0m以上 軌条面上5.5m以上	[電気設備の技術基準の解釈第68条]		
		上記以外の場合	路面上3.5m以上 路面上3.0m以上 地表上5.0m以上(特例4.0m)		路面と支線との取付けが適正であること。	
(3) 支線・ 支柱	B	1. 取付状態		1. 取付け方向、位置は適切であること。 2. 支線にゆるみがないこと。 3. 玉掛けが取付けられていること。 4. 根かせ、ブロック等は適切な深さに埋設され、 ていること。 5. 電柱と支線、支柱との取付けが適正であるこ と。 6. 支線カバーが取付けられていること。	取付状態を目視、スケール等により確認する。	
(4) 引込線 等	B	1. 引込線状 態		1. 架線の高さは適切であること。 2. その他の項目は架線2~3に準ずる。	引込線の地表上の高さ、電線の種類等を目視、スケール等により確認する。	
		道路(農道その他交通のはしきしない道路及び横断歩道橋は除く) (高圧) (低圧)	路面上6.0m以 上(特例3.5m) 路面上5.0m以 上(特例3.0m)	[電気設備の技術基準の解釈第97, 99条]		

工種	分類	項目	管理基準 (mm)	測定及び判定基準	測定及び判定の方法	摘要
電気設備 (据付)	B	15m超過	2.5m以上	[電気設備の技術基準の解釈第58条]		
	B	2. 装付状態		1. 取付金具類(腕金、碍子、ハンド等)は堅固に取付けられていること。 2. 足場ボルトが地上1.8m未満に設けられていないこと。	装付状態を目視により確認する。	
(2) 架設	B	1. 架線状態		1. 架線の高さは適切であること。 2. 電線は絶縁電線又はケーブルを使用していること。 3. 高圧・低圧・弱電配線相互及び建造物との離隔距離が適切であること。 4. 電線等は適切な方法で固定されていること。 5. 架線は風圧荷重を考慮した強度を有していること。	架線の地表上の高さ、電線の種類等を目視、スケール等により確認する。	
		道路(農道その他交通のはしきしない道路及び横断歩道橋は除く) の横断鉄道又は軌道の横断橋が道橋の横断上に設置 (高圧) (低圧)	地表上6.0m以上 軌条面上5.5m以上	[電気設備の技術基準の解釈第68条]		
		上記以外の場合	路面上3.5m以上 路面上3.0m以上 地表上5.0m以上(特例4.0m)		路面と支線との取付けが適正であること。	
(3) 支線・ 支柱	B	1. 取付状態		1. 取付け方向、位置は適切であること。 2. 支線にゆるみがないこと。 3. 玉掛けが取付けられていること。 4. 根かせ、ブロック等は適切な深さに埋設され、 ていること。 5. 電柱と支線、支柱との取付けが適正であるこ と。 6. 支線カバーが取付けられていること。	取付状態を目視、スケール等により確認する。	
(4) 引込線 等	B	1. 引込線状 態		1. 架線の高さは適切であること。 2. その他の項目は架線2~3に準ずる。	引込線の地表上の高さ、電線の種類等を目視、スケール等により確認する。	
		道路(農道その他交通のはしきしない道路及び横断歩道橋は除く) (高圧) (低圧)	路面上6.0m以 上(特例3.5m) 路面上5.0m以 上(特例3.0m)	[電気設備の技術基準の解釈第97, 99条]		

		測定及び判定の方法		摘要
工種	分類	項目	管理基準 (mm)	測定及び判定基準

電気設備(据付)	鉄道又は軌道の横断歩道橋の横断歩道橋の上に設置(高圧)(低圧)上記以外の場合(高圧)(低圧)	軌条面上 5.0m以上 路面上 3.5m以上 路面上 3.0m以上 地表上 5.0m以上(特例 3.5m) 地表上 4.0m以上(特例 2.5m)	軌条面上 5.0m以上 路面上 3.5m以上 路面上 3.0m以上 地表上 5.0m以上(特例 3.5m) 地表上 4.0m以上(特例 2.5m)	1. 取付け高さは地表上 1.8m以上 2.2m以下の範囲 であること。 2. 取付け位置は会社、保守、調査(検査)の容易な場所であること。 3. 保安上の責任分界点として区分開閉器(燃性絶縁物を使用したもの)が設置されていること。
B 2. 取引用計器の取付け状態				
B 3. 区分開閉器の施設状況				

第2節 品質管理

1. 材料等管理
電気設備工事に用いる器具、器具等の規格は日本工業規格（JIS）、日本電機工業会規格（JEM）、電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）、等に定められたものを使用するものとし、試験方法は次のとおりとする。

種類	規格・試験方法	試験項目	(参考) 評格値	管理方式	処置
高压交流遮断器 (JIS品)	JIS C 4603	構造試験、主回路抵抗測定期間試験、開閉試験(定期値に限り)、耐電圧試験(乾燥状態での商用周波耐電圧に限り)	製造者の品質試験結果に基づく試験成績書等で確認をする。 なお、試験成績書の提出を省略できるものは、次の機材等とする。		
高压交流遮断器 (JEC品)	JEC-2300	構造試験、商用周波耐電圧試験	1. JIS 規格認定品 2. 電気用品取締法認定品 3. (財) 日本建設センターの性能評定及び誘導灯認定委員会の認定証表が貼付されている照明器具		
高压進相コンデンサー	JIS C 4902	構造試験、容量試験、耐電圧試験(商用周波電圧のみ)、損失率試験、密閉性試験、放電性試験(放電抵抗器を備えているものに限り)	4. (財) 日本消防設備安全センターの認定表が貼付された消防防災制御盤 5. 仕様書に明記されていない機材		
高压進相コンデンサー用直列リアクター	JIS C 4902 附1	構造試験、容量試験、耐電圧試験(商用周波電圧のみ)、導体抵抗試験、損失率試験			
屋内用高压断路器 (JIS品)	JIS C 4606	構造試験、抵抗測定期間試験(商用周波耐電圧に限り)			
屋内用高压断路器 (JEC品)	JEC-196	構造試験、開閉試験、抵抗測定期間試験(商用周波耐電圧に限り)			
高压断流ヒューズ	JIS C 4604	構造試験、抵抗測定期間試験(断路形ヒューズに限り)、耐電圧試験(主回路端子と大地間の商用周波耐電圧に限り)			
高压交流負荷開閉器	JIS C 4605	主回路の乾燥商用周波耐電圧試験、補助回路及び制御回路の耐電圧試験、主回路の抵抗測定試験、無電圧連続開閉試験			
引外し形高压交流負荷開閉器	JIS C 4607	主回路の乾燥商用周波耐電圧試験、補助回路及び制御回路の耐電圧試験、主回路の抵抗測定試験、無電圧トリップ動作試験、無電圧連続開閉試験			
高压電磁接触器	JEM-1167	構造試験、動作試験、商用周波耐電圧試験			
高压避雷器(屋内用) (JIS品)	JIS C 4608	構造試験、過电压耐受試験、商用周波耐電圧試験(100%衝撃放電開始電圧試験、電インヘルス放電開始電圧試験、電圧試験、電圧降下試験)			
高压避雷器(屋内用) (JEC品)	JEC-203	構造試験、商用周波放電開始電圧試験、絶縁抵抗及び漏電流試験			

(参考) 規 格 値	管 理 方 式	処 置
<p>(参考)の品質試験結果に基づく 試験成績書等で確認をとする。</p> <p>なお、試験成績書の提出を省略するものは、次の機材等とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. JIS規格認定品 2. 電気用品取締法認定品 3. (財)日本建設センターナーの性能評定及び誘導灯認定委員会の認定証表が貼付されている黒色器具 4. (財)日本消防設備安全センターの認定表が貼付された消防防災制御盤 5. 仕様書に明記されていない機材 		

種類	規格・試験方法	試験項目
高圧受電用過電流遮断器	JIS C 4602	構造試験、不動作特性能試験、動作電流特性試験、商用周波耐電圧試験
過電流遮断器	JEC-2510	構造試験、絶縁抵抗試験、動作電流特性試験、商用周波耐電圧試験、動作時間誤差試験、動作時間算定期による誤差試験
電圧録音器	JEC-2511	構造試験、絶縁抵抗試験、商用周波耐電圧試験、動作電圧試験
高圧受電用地絡絶縁装置	JIS C 4601	構造試験、動作電流特性試験、動作時間特性試験、商用周波耐電圧試験
高圧受電用地絡方式避雷装置	JIS C 4609	構造試験、動作電流特性試験、動作時間特性試験、商用周波耐電圧試験
地絡方式遮断器	JEC-2512	構造試験、絶縁抵抗及び耐電圧試験、電圧一電流特性、電流動作値、位相特性試験(動作角)、動作時間特性試験、負荷試験
配線用遮断器	JIS C 8370	構造試験、操作特性試験、200%電流引外し試験、耐電圧試験
漏電遮断器	JIS C 8371	構造試験、操作特性試験、テスト装置の試験、200%電流引外し試験、耐電圧試験、感度電流試験、動作電圧試験
交流電磁接触器	JEM-1038	構造試験、動作電流試験、耐電圧試験
計器用変流器 (変流器) (変流器)	JIS C 1731-1	構造試験、極性試験、商用周波耐電圧試験、部分放電試験、長時間交流耐電圧試験、卷線端子間耐電圧試験、比誤差及び位相角試験
計器用変流器 (計器用変流器)	JIS C 1731-2	構造試験、極性試験、誘導耐電圧試験、部分放電試験、長時間交流耐電圧試験、比誤差及び位相角試験
計器用変流器 (保護遮断器用)	JEC-1201	構造試験、極性試験、商用周波耐電圧試験、卷線端子間耐電圧試験、部分放電試験、長時間交流耐電圧試験
直動式指示器	JIS C 1102	固有誤差試験、累響変動値試験、電圧試験、零位への戻り試験

(参考) 規 格 値	管 理 方 式	処 置
<p>(参考)の品質試験結果に基づく 試験成績書等で確認をする。 なお、試験成績書の提出を省略できるものは、次の機材等とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> JIS 規格認定品 電気用具取締法認定品 (財)日本建設センターナーの性能評定及び誘導灯認定委員会の認定証表が貼付されている黒明器具 (財)日本消防設備安全センターの認定表が貼付された消防防災制御盤 仕様書に明記されていない機材 		

種 類	規格・試験方法	試験項目
電力量計 (単相計器)	JIS C 1211	構造及び行為、銘板の表示、計量の誤差の許容限度、始動電流、流、潜動、発信装置付計器の発信、バ尔斯、絶縁抵抗、専用開破耐電圧
電力量計 (変成器付計器)	JIS C 1216	構造及び行為、銘板の表示、計量の誤差の許容限度、始動電流、流、潜動、発信装置付計器の発信、バ尔斯、絶縁抵抗、専用開破耐電圧
無効電力量計	JIS C 1263	構造及び行為、銘板の表示、計量の誤差の許容限度、始動電流、流、潜動、発信装置付計器の発信、バ尔斯、絶縁抵抗、専用開破耐電圧
螢光灯器具	JIS C 8105 JIS C 8106 JIS C 8115	構造試験、点灯試験、絶縁抵抗試験、耐電圧試験
白熱灯器具	JIS C 8105	構造試験、点灯試験、絶縁抵抗試験、耐電圧試験
H.I.D.器具	JIS C 8105	構造試験、点灯試験、絶縁抵抗試験、耐電圧試験
キャビネット形分電盤	JIS C 8480	構造試験、絶縁抵抗試験、商用电周波数電子試験、シーケンス試験
鋼製電線管	JIS C 8305	圧縮試験、衝撃試験、曲げ試験、耐食性試験
硬質ビニル電線管	JIS C 8430	圧縮試験、衝撃試験、絶縁耐力試験及び漏洩電流試験、耐燃性試験、耐熱生性試験
波付硬質ポリエチレン管	JIS C 3653 附属書1	圧縮強度試験、難燃性試験
鉄筋三クリートケーブルトラフ	JIS A 5372	外観試験、形状及び寸法検査
組立式マンホール	JIS A 5372	外観検査、形状及び寸法検査
600 V ビニル絶縁電線(IV)	JIS A 5372	外観検査、形状及び寸法検査
屋外用ビニル絶縁電線(OW)	JIS C 3340	外観試験、構造試験、導体抵抗試験、耐電圧試験、耐燃性試験、絶縁体の引張試験、加熱試験、耐油試験、卷付力測定試験、加熱剝離試験、低温巻付試験、耐燃性試験、加熱变形試験、